平成23年３月４日
第2262号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（１２３・福祉政策課）……1
○生活保護法による医療機関の指定（１２４・福祉政策課）……1
○大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出（１２５・商業貿易課）……2
○建設業の許可の取り消し（１２６・山本地域振興局総務企画部）……2
公　告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……2
○県営土地改良事業の換地処分（山本地域振興局農林部）……3
○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……3
○県営土地改良事業の換地処分（平鹿地域振興局農林部）……3
○土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……3

告　　示

秋田県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の２第２号の規定に基づき、告示する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	廃止年月日
ながぬまけんこう歯科医院	永沼　範子	大館市曲田字曲田７－６	平成22年12月31日
田口医院	田口　圭樹	大仙市大曲丸の内町10番25号	平成22年12月31日

秋田県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の２第１号の規定に基づき、告示する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	サービスの種類	指定年月日
横堀調剤薬局	有限会社ファーマシステム	湯沢市小野字東堺６－３	調剤薬局	平成23年２月１日
ながぬまけんこう歯科	医療法人社団けんこう会	大館市曲田字曲田６番地１	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成23年１月１日
田口医院	医療法人　田口医院	大仙市大曲丸の内町10番25号	産科、婦人科、心療内科	平成23年１月１日

秋田県告示第125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第６項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

男鹿都市開発株式会社　代表取締役　鶴　岡　　保

男鹿市船越字内子247番地１

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフルシティ男鹿

男鹿市船越字内子247番地１

⑶　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

9,757平方メートル

⑷　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０平方メートル

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成23年２月18日

⑹　変更する理由

店舗廃店のため

２　届出年月日

平成23年２月22日

秋田県告示第126号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日

平成23年２月９日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社神馬商事

山本郡三種町森岳字泉八日24番地の１

代表取締役　神　馬　春　司

秋田県知事許可（般－18）第80253号

３　処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

４　処分の原因となった事実

平成23年２月８日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日

平成23年２月22日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　秋田県アイティ基盤協会

３　代表者の氏名

坂　本　　洋

４　主たる事務所の所在地

仙北市

５　定款に記載された目的

この法人は、秋田県民、及びＩＴ利用者に対して秋田県情報ハイウェイ利活用促進など高度なＩＴ基盤普及促進に関する事業を行いＩＴ及び関連業務によるまちづくりに寄与することを目的とする。

６　定款の変更内容

残余財産の帰属先

平成23年２月25日県営土地改良事業（富根地区（富根工区）ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第10項において準用する同法第54条第４項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

退任理事の住所及び氏名

大仙市神宮寺字神宮寺308番地　　髙　橋　新　亮

平成23年２月25日県営土地改良事業（会塚地区経営体育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第10項において準用する同法第54条第４項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、稲川土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年10月12日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

正　　誤

ページ	段	行	誤	正

平成７年３月31日（号外第９号）公布の公営企業管理規程第５号（秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程）

（原稿誤り）

９	下	５	一般職員の例による	一般職員の例による。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号